

高校教育改革促進事業支援業務委託仕様書

1 委託業務名

高校教育改革促進事業支援業務

2 目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）。以下「グランドデザイン」という。）を踏まえ、県内の県立高校において、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の三つの観点から、産業イノベーション人材等を育成し、高校教育改革を先導するパイロットケースを創出することとしている。

本業務は、県内の県立高校において高校教育改革を推進する取組を円滑かつ効果的に推進していくため、各種事業実施にあたっての連携体制の構築、事業の設計・実施等を支援するために行うものである。

※ 国のグランドデザインについては、別紙「(参考資料) 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を参照すること。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 履行場所

佐賀県教育委員会事務局教育総務課が指定する場所

5 委託業務内容

（1）会議設計・運営支援

① 会議設計支援

高校教育改革推進のための取組や、国のグランドデザインに基づき県が策定する実行計画（令和8年度に策定予定。以下「実行計画」という。）等を議論する場（会議やワークショップ）づくりに向けたアドバイザリーや提案、ステークホルダーの人選や関係者調整（訪問、打合せ等） 等

② 会議運営支援

会議資料の作成支援、会議やワークショップのファシリテート 等

※ 県教育委員会、知事部局、産業界、大学、有識者等との議論の場を、年4回程度設けるとともに、適宜、ステークホルダーへのヒアリング等を実施することを想定。

(2) 県実行計画策定支援

国のグランドデザインを踏まえ、県が策定する実行計画の策定支援

(内容例) ロードマップ、ビジョン、KPI、推進体制、PDCAサイクル等の検討

(3) 事業設計・実施支援

① 事業設計支援

高校教育改革を先導するパイロットケースを創出する拠点（パイロット校）における事業のロードマップ作成支援、推進体制構築に向けたステークホルダーの人選・関係者調整等

② 事業実施支援

学校訪問等による、事業に対するアドバイザリーや定例打合せの実施等の伴走支援

※ パイロット校として3～4拠点を創出することを想定。

※ パイロット校毎に月1回以上のアドバイザリーや定例打合せを実施すること。

(4) その他業務

① 全国事例の提供

- ・ 高校教育改革推進のための全国の取組事例の収集、提供
- ・ 現地調査候補地の提供、関係者調整等

② 定例打合せの実施

本業務に係る定例打合せの実施（県との間で週1回以上）

6 業務遂行体制等

(1) 業務責任者の配置

業務の実施に当たっては、業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

(2) 業務スケジュールの管理

県とスケジュールを調整して実施し、遂行状況について随意報告を行うこと。

(3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて隨時県と打合せを行うこと。

(4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。

7 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

8 留意事項

- (1) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、意匠権等は、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、著作物の著作者人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は、県が認めた団体等については、隨時使用、複製できるものとする。第三者（本県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (3) 成果物は、県が自由に二次使用できるものとする（著作権法第20条の規定による著作権者の意に反した変更、切除その他の改変を受けていないものに限る）。特に県の他事業に当事業の成果物（素材を含む）を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。また、第三者との間に知的財産権、所有権など全ての権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争が県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任において一切を処理すること。この場合、県は紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (5) 受託者の責に帰すべき理由により、県、又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 本業務においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託者へ以下の事項を義務付けるものとし、受託者は業務上知り得た情報が第三者に漏洩しないように十分注意すること。
 - ア 業務上知り得た個人情報の秘密を保持し、第三者への情報提供の禁止
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
- (7) 受託者が業務を実施するにあたり、必要となる経費は、委託料に含めるものとする。

- (8) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。